

見浜園での撮影行為に関するお願い・利用上の注意事項

婚礼撮影等の見浜園での撮影に関して、必ず注意事項をご確認頂き、内容に同意の上、実施頂きますようお願い致します。特に、土日祝祭日や繁忙期（主に4・5・10・11月）には利用者が多くなり、撮影に関する苦情を頂くこともございます。十分ご注意下さい。

「利用上の注意事項」

1. 見浜園での撮影で「幕張海浜公園内行為承認証」のある方、企業、団体に限り撮影が行えます。
2. 申請内容と異なる撮影については、中止させて頂きます。
3. 必ず撮影前にパークセンターにて行為等使用料を支払い、承認証および腕章等の行為業者証をお受け取りの上撮影を実施下さい。（※お支払頂いた行為料の払い戻しは出来ません。あらかじめご了承ください。）
4. 撮影を行う際は、お渡しする腕章等の行為業者証を見える位置に付けて実施して下さい。（受付時、または入園時にお渡し致します。行為終了後、券売所またはパークセンターに要返却。シールの場合は返却不要。）
5. 承認証（写しでも可）は必ず携行頂くようお願い致します。確認を求める場合がございます。
6. 見浜園有料エリア内にお入り頂く場合、別途入園料が必要です。（65歳以上は身分証提示で無料となります。）また、入園料は入園の都度必要となります。例えば、新郎新婦のお色直し等で入園門を出入りされる際には再度入園料が必要となります。

【撮影等実施中の禁止事項】

- ・ 一般利用者の通行、休憩、庭園鑑賞等を妨げる行為。
- ・ 一般利用者の肖像権を侵害する行為。
- ・ 長時間の撮影等による場所の占有。
- ・ カメラマンが大きな声を出す、横になる等、見苦しい姿での撮影。
- ・ 露出の高い衣装や園内景観に合わない衣装での撮影。
- ・ 茶室『松籟亭』内での撮影。
- ・ 芝生への立ち入り、飲食など、見浜園利用時の注意事項に違反する行為。
- ・ 毛氈等を敷く行為。
- ・ その他、管理者が不適切と判断した行為。

※以上をお守りいただけない場合、撮影を中止させて頂きます。
撮影や上記内容に関するご不明点は公園パークセンターまでお問合せ下さい